

KC's NEWS

ケーシーズ

NO.109(2024.9.25)

発行所:KC's 事務局〒540-0024 大阪市中央区
南新町一丁目 2 番 4 号椿本ビル 5 階 502 号室
TEL:06-6920-2911 FAX:06-6945-0730
Email:info@kc-s.or.jp

より詳しくご覧になりたい方は
当団体ウェブサイトへ。→
<https://www.kc-s.or.jp/>



個人情報保護委員会に対し、他の適格消費者団体等とともに意見書を提出しました。

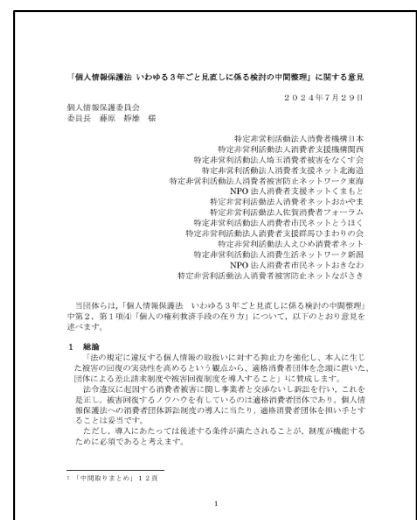
個人情報保護委員会では、令和2年改正法附則第10条の規定を踏まえ、「いわゆる3年ごと見直し」について、令和5年11月から、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出、発展の状況及び現行法の施行状況等についての実態把握や、多様なステークホルダーからのヒアリング等を通じて、具体的な検討が進められてい

ます。2024年6月27日付で、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」が公表され、意見募集がありました。当団体は、他の適格消費者団体・適格消費者団体をめざす団体とともに、2024年7月29日付で意見書を提出しました。



●意見書（一部抜粋）

「法の規定に違反する個人情報の取扱いに対する抑止力を強化し、本人に生じた被害の回復の実効性を高めるという観点から、適格消費者団体を念頭に置いた、団体による差止請求制度や被害回復制度を導入すること」に賛成します。法令違反に起因する消費者被害に関し事業者と交渉ないし訴訟を行い、これを是正し、被害回復するノウハウを有しているのは適格消費者団体であり、個人情報保護法への消費者団体訴訟制度の導入に当たり、適格消費者団体を担い手とすることは妥当です。ただし、導入にあたっては後述する条件が満たされることが、制度が機能するために必須であると考えます。



「地方消費者行政に対する財政措置（交付金等）の継続・拡充を求める要望書」を他の適格消費者団体とともに意見書を提出しました。

国に対して、全国26の適格消費者団体が連名で「地方消費者行政に対する財政措置（交付金等）の継続・拡充を求める要望書」を提出しました。

国の地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の多くが、あと2～3年で終了することとなっています。

消費者被害の防止と被害回復の最前線となっているのが、県及び市町村の消費生活相談窓口です。そこでは消費者からの相談に対応している消費生活相談員が、消費者を守るために重要な役割を果たしていますが、この交付金が主な運営財源となっており、このままでは相談窓口の維持が困難になることが危惧されています。

また、この交付金の終了は、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護することを目的として差止請求権を行使するため、必要な適格性を有する消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体の活動にも大きな影響を与えます。

これらを踏まえ、必要な予算を将来にわたって確保することを求める要望書を国に提出しました。



<p>地方消費者行政に対する財政措置（交付金等）の継続・拡充を求める要望書</p> <p>消費者の被害及びトラブルの金額は令和5年1年間だけで約8.8兆円と変わっています。これらの消費者被害を防止・救済するためには、相談体制の確保をはじめ地方消費者行政の継続・強化が非常に重要です。</p> <p>しかしながら、地方消費者行政に対する国の財政措置は、地方消費者行政強化交付金制度導入前の平成29年度に比べて年々減額されています。さらに、平成26年度に定められた適用期間の満了により、適用期間を超過した地方消費者行政強化交付金（推進事業分）は終了となります。そのため、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）を消費生活相談員の人員費に活用している自治体では、令和6年度末に約100自治体、令和7年度末には約250自治体が適用期間を超過します。一方の地方消費者行政強化交付金（強化事業分）は基本単年度の取組が前年度と同じ内容の事業は採択されない等の制限により、相談窓口の運営費や相談員の人員費などの継続的な費用には活用することができません。</p> <p>地方公共団体の財政状況が不安定な中、このままでは、地方公共団体は消費生活相談員の減員や相談日数の削減等に追い込まれる恐れが大きいと、それにより地方消費者行政が後退し、国民の安全・安心な生活が脅かされるのが懸念されます。</p> <p>そもそも、地方交付金を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が住民からの消費生活相談に対応するとともに、消費者の啓発・教育の推進等、消費者行政を継続的に実施していくことが非常に重要になります。</p> <p>しかし、現在の国の財政措置に対する後ろ向きな姿勢は、地方公共団体による消費者行政の衰退を招き、消費生活相談員の削減にもつながる恐れが大きいと言えます。縮小（減退）する分野への参入者減少は市場が所望しているにもかかわらず、消費生活相談員の高給化が言われている中、ますます、人材不足も加速すると思われる。</p> <p>また、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の終了は、不特定かつ多数の消費者の利益を擁護することを目的として差止請求権を行使するため、必要な適格性を有する消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体の活動にも大きな影響を与えます。</p> <p>適格消費者団体は、地方公共団体と協力して、地方消費者行政の充実に貢献をしています。適格消費者団体においては、地方消費者行政強化交付金（推進事業分）を活用した地方公共団体からの委託事業を受託する等により地方消費者行政との連携を深化させており、それは、国から明確な財政支援がない適格消費者団体にとっては重要な収入源の一つとなっています。</p> <p>適格消費者団体が今後も地方公共団体との連携が維持できるよう、地方公共団体の財源を</p>	<p>確保する必要がありますが、地方消費者行政強化交付金（強化事業分）は継続事業での活用が困難であるとともに、財政状況の厳しい地方公共団体にとっては、一般財源の増量が基本必要であるという点からも活用が困難が生じています。</p> <p>従って、適格消費者団体が地方公共団体と連携を維持し、更に深めることができるよう、地方公共団体の財政的な負担が発生せず、かつ必要な地方消費者行政を継続して実施することができるよう財源の確保が不可欠です。</p> <p>よって、消費者被害を防止・救済し、国民生活の安定を確保するため、次のことを要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方消費者行政強化交付金（推進事業分）の適用期間満了を撤廃するとともに、消費生活相談員配置、適格消費者団体活動支援、消費者教育・啓発の実施等、地方公共団体が消費者行政を推進するために必要な額の予算措置を継続的に行うこと。 2 地方消費者行政が行っている事務のうち、消費生活相談情報の登録事務、重大事故情報の通知事務、法令違反業者への行政処分事務、適格消費者団体への支援事務等は、国と地方公共団体相互に利害関係があることから、国において、地方財政法第10条の改正を行う等により、恒久的な相当額の財政措置を検討すること。 <p>令和6年6月26日</p> <table border="0"> <tr> <td>内閣総理大臣</td> <td>岸田 文雄</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）</td> <td>自見 祐子</td> <td>様</td> </tr> <tr> <td>財務大臣</td> <td>鈴木 優一</td> <td>様</td> </tr> </table> <p>特定非営利活動法人消費者機構日本 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 公益社団法人全国消費生活相談員協会 特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク 特定非営利活動法人消費者ネットワーク広島 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット 特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会</p>	内閣総理大臣	岸田 文雄	様	内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）	自見 祐子	様	財務大臣	鈴木 優一	様	<p>特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道 特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海 特定非営利活動法人大分県消費者問題ネットワーク 特定非営利活動法人消費者支援機構福岡 財団法人消費者支援ネットこまもと 特定非営利活動法人消費者ネットワークおかもと 特定非営利活動法人信濃消費者ネットワーク 特定非営利活動法人消費者市民ネットワークとうほく 特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいわき 特定非営利活動法人消費者支援群馬ひまわりの会 特定非営利活動法人入道消費者ネットワーク 特定非営利活動法人消費者ネットワークとうほく 特定非営利活動法人消費者支援サポートちば 特定非営利活動法人ちぎ消費者リンク 特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟 特定非営利活動法人消費者ネットワークかごしま 財団法人消費者市民ネットワークおきなわ 特定非営利活動法人やまなし消費者支援ネットワーク 特定非営利活動法人なら消費生活ネット</p>
内閣総理大臣	岸田 文雄	様									
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）	自見 祐子	様									
財務大臣	鈴木 優一	様									

非営利活動法人消費者スマイル基金からの助成金決定のご報告

当団体は、業務の費用の一部について、消費者スマイル基金からの助成を活用しています。
今回、差止請求関係業務に関する助成が決まりましたので、ご報告いたします。

差止請求関係業務に関する助成

第14回助成事業 2024年7月26日決定

株式会社ラドルチェに対する共通義務確認訴訟第6回期日が開かれました。

脱毛サービスを提供していたエステティックサロンを運営する株式会社ラドルチェに対する、消費者裁判手続特例法に基づく共通義務確認訴訟の第6回期日が、7月19日10時30分より大阪地方裁判所で行われました。次回期日は10月23日（水）15時30分となりました。

有限会社沖縄長生薬草本社が提供するサプリ錠剤「琉球酒豪伝説」のウェブサイト上の表示に関する問題等の検討の結果の公表

当団体は、有限会社沖縄長生薬草本社（以下「同社」といいます。）が提供するサプリ錠剤「琉球酒豪伝説」に関するウェブサイト上の表記について、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）上、問題があると考えられる表示があったことから、同社に対し、お問合せを行いました。

同社は、当団体のお問合せに対して真摯に対応され、一定の改善が図られましたので当団体ウェブサイトにて報告いたしました。

報告内容はこちらのQRコードからご覧ください。



新新薬品工業株式会社が提供する清涼飲料水「リパソールAT」の表示に関する問題等の検討の結果の公表

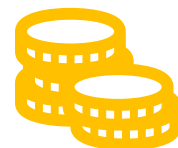
当団体は、新新薬品工業株式会社（以下「同社」といいます。）に対し、同社が提供する清涼飲料水「リパソールAT」の商品包装、容器における表示に関して、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）上、疑義を感じる記載があったことから、お問合せを行いました。同社は当団体のお問合せに対し真摯に対応され、改善を行うことを表明されましたので当団体ウェブサイトにて報告いたしました。

報告内容はこちらのQRコードからご覧ください。



株式会社スターリーナイトカンパニーに対する、被害回復訴訟期日ならびに差止請求訴訟期日が開催されました。

当団体は、株式会社スターリーナイトカンパニーに対して、2021年12月に一方的に中止されたイベントについて、「特定適格消費者団体」としてチケット代金の返金を求める被害回復訴訟に取り組んでいます。



他方で、同社は現在もなおイベント中止の場合でも参加者（消費者）にはチケット代金の返金をしないという不当な内容のチケット規約の使用を継続していることから、当団体は、違法な規約類の差止請求を行う団体訴権を持つ「適格消費者団体」として、去る3月28日、同社に対し規約の一部使用停止を求める差止請求訴訟を大阪地方裁判所に提起しました。この差止検討訴訟の第2回期日が7月31日に、第3回期日が9月13日にオンラインにて開催されました。

また同時に進めている被害回復の共通義務確認訴訟の期日も第11回目が8月30日に行われました。

株式会社ライズに対して、「再お問合せ」を送付し、「回答書」を受領しました。

当団体はスポーツジムを経営する株式会社ライズに対して、ホームページ上の記載や、契約条項の記載に関して、2024年3月28日に同社へ「申入書兼要請書」を送付しました。

それに対して同社より、4月26日付けで「回答書」を受領しました。

「回答書」は、申入れ内容や要請内容に対して改定を進めていくとの内容であったことから、その具体的な時期、改定後の内容について確認するための「再お問合せ」を7月31日に送付しました。



それに対して同社より、8月30日付けで「回答書」を受領しました。

株式会社ジェイコムウエストより、「回答書」を受領しました。

当団体は株式会社ジェイコムウエストの間で、2008年11月からと2017年8月からの二度にわたって同社の勧誘の問題点について要請を行ってきました。その都度、同社は改善を表明してきましたが、点検と称して販売・勧誘目的を示さずに消費者宅を訪問し勧誘を行っている、契約内容を十分に把握できない高齢者に対し不必要なサービスの勧誘を行っているなど、勧誘行為について問題があるとの複数の情報提供が当団体に寄せられました。そのことを受け、当団体は同社に対し「お問合せ」を2024年1月29日に送付し、それに対して同社より、2月26日付けで

「回答書」を受領しておりました。しかし、回答内容は当団体の質問全てに答えたものではなく、とりわけ高齢者との契約に関する回答が皆無だった点から、不十分であると評価し、6月4日付けで「再お問合せ」を送付しました。それに対して「回答書」を7月5日付けで受領しました。



USJ のチケット利用規約のキャンセル・転売条項の差止めを求めた第5回控訴審が行われました。

当団体は合同会社ユー・エス・ジェイの運営するユニバーサル・スタジオ・ジャパンの「WEBチケットストア利用規約」の契約条項には、消費者契約法に反し不当と思われる点があると判断し、当該条項の修正・削除などを求めた控訴審の第5回期日（裁判）が、8月29日11時30分より行われました。

次回期日は9月30日（月）13時30分より行われます。



株式会社ラドルチェとの契約の際、クレジット契約を担った3社から「回答書」を受領しました。

当団体はラドルチェとの契約の際、分割支払いのクレジット契約を担ったCBSフィナンシャルサービス株式会社、アルファノート株式会社、株式会社ジェーシーアンドジーに対し、7月2日付けで「お問合せ」を送付しました。それに対して、7月24日付けでCBSフィナンシャルサービス株式会社より、7月31日付けでアルファノート株式会社、株式会社ジェーシーアンドジーよりそれぞれ「回答書」を受領しました。

2024年度双方向コミュニケーション研究会のご案内

当団体は、消費者市民社会の実現のためには消費者と事業者の信頼関係の構築が不可欠であること、信頼関係を構築する手段として消費者と事業者との双方向のコミュニケーションが重要であること、以上の問題意識から、2010年に「双方向コミュニケーション研究会」を発足させ、活動を続けてきました。

2024年度は、消費者庁にも後援いただき、3回にわたり、以下の日程で開催を予定しています。

第1回：2024年10月 9日（水）13：30～16：45

「消費者の声を活かした製品開発」（ミズノ株式会社 様）

第2回：2024年11月29日（金）13：30～16：45
「トリドールの食の感動体験戦略」（株式会社トリドールホールディングス 様）

第3回：2025年 1月31日（金）13：30～16：45
「消費者と事業者との双方向コミュニケーションが今後の公正・良質な市場づくりのベースになる
～パラダイムシフトの議論が目指すもの～」(講師未定)

会場は、いずれの回とも、大阪府立ドーンセンター大会議室1、また、オンラインでの参加も可能です。
申込 URL はこちらになります。 <https://forms.office.com/r/2c6kbSP1G>

ふるってご参加ください。

京都消費者セミナーのご案内

今年度は、デジタル化の進展の中で増加する多様な消費者問題には、高齢者だけではなく若い世代にも多くの被害が発生していることから、「デジタル時代に求められる消費者力とは？～だましの手口と消費者心理～」をテーマに開催します。講師には、立正大学教授の西田公昭先生をお招きします。オンライン（ZOOM・ウェビナー）の開催となりますので、お気軽にご参加ください。

日 時：2024年12月10日（火）10：00～12：00

テーマ：「デジタル時代に求められる消費者力とは？～だましの手口と消費者心理～」

講 師：西田公昭先生（立正大学心理学部 対人・社会心理学科教授 日本社会心理学会会長）

参加申込み：オンライン（ZOOM ウェビナー）による開催です。

こちらのQRコードからお申し込みください。

